

④ 運行コスト (表6)

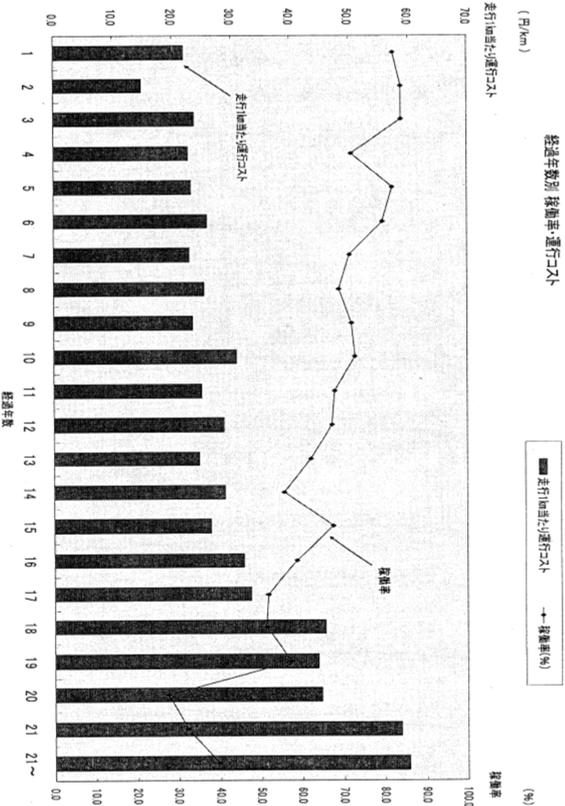
ア 走行1km当たり必要経費の平均は25.8円となっているが、最低の6.8円から最高の1,092.7円まで幅があった。

表6 運行コスト (走行1km当たりの必要経費)

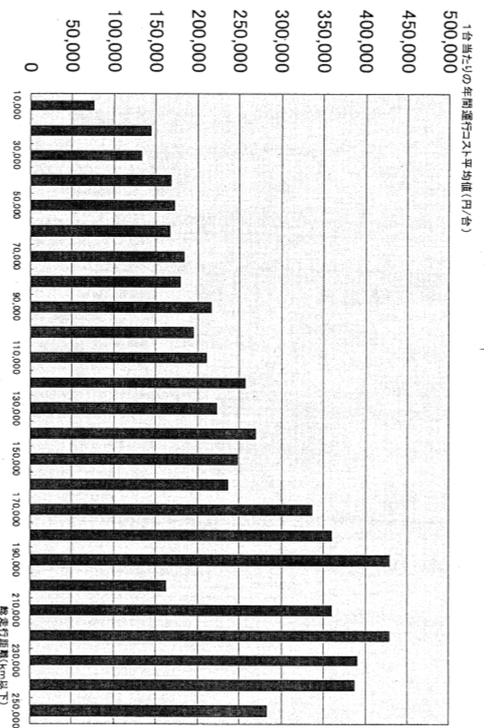
| 区分 | 知事政 策局 | 企画部 | 企画部 民部 | 企画部 交部 | リニア 建設部 | 福祉保 障部 | 森林環 境部 | 産業労 働部 | 観光部 | 農政部 | 国土整 備部 | 企業局 務局 | 観光事 務局 | 観光委 員会 | 公安委 員会 | 公安委 員会 | 全庁 |
|----|-----------|------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|------|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------|
| 本 | 26.5 | 16.3 | — | 21.2 | 25.9 | 18.9 | 19.2 | 17.7 | 17.5 | 24.1 | 16.4 | 25.6 | 23.0 | 22.5 | 21.5 | 21.5 | 25.8 |
| 出 | 52.5 | 33.7 | — | 52.6 | 28.8 | 28.7 | 31.6 | — | 25.2 | 28.3 | 31.1 | — | 30.8 | 21.3 | 27.2 | 27.2 | — |
| 全 | 28.7 | 32.1 | — | 21.4 | 28.5 | 27.5 | 30.7 | 17.7 | 24.7 | 27.8 | 27.4 | 25.6 | 29.2 | 21.5 | 25.8 | 25.8 | — |

※ 運行コスト (走行1km当たり必要経費)：平成22年度分維持管理経費 (燃料費・修繕費 (車検費用等)・消耗品費・自動車保有料・公設費) を走行距離で除した。
※ 自動車保有料等の内訳が不明なため、平成22年度の使用日数、距離等が不明なもの (33台) を除外し、853台について集計した。

イ 対象自動車の経過年数別に稼働率・運行コストを見ると、経過年数が増えるに従い、稼働率は徐々に下がるとともに、走行1km当たり必要経費は増加する傾向がある。

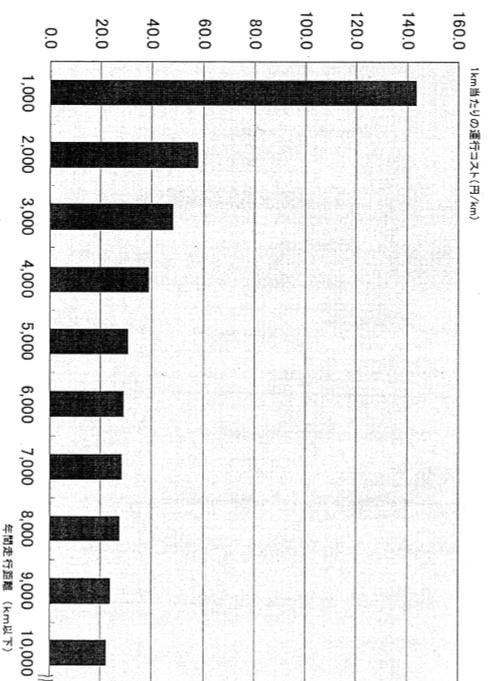


ウ 対象自動車の総走行距離別に1台当たりの運行コストをみると、総走行距離が増えるに従い、年間の必要経費は増加していく傾向にある。



※ 運行コスト：平成23年3月31日時点の走行距離区分ごとに、平成22年度分の各車両の維持管理経費 (燃料費・修繕費 (車検費用等)・消耗品費・自動車保有料・公設費) の合計を当該車両台数で除した。

エ 対象自動車の年間走行距離と運行コストを、年間走行距離10,000km以下の場合でみると、年間走行距離が3,000km以下の場合の1km当たりの必要経費は高くなり、特に年間走行距離3,000km以下の場合の1km当たり必要経費は、5,000kmを超えて走行する車両の約2倍以上に増加している。これは、年間走行距離にかかわらず支出しなければならない固定経費 (車検費用、保険料等) が影響しているものと思われる。



(2) 対象自動車を保有する168所属の監査の際に、公用自動車全般の管理状況等を確認した状況は、次のとおりであった。

なお、対象自動車の管理については、次の管理要領等に基づき管理されていた。

- ・知事部局 山梨県自動車管理要領
- ・企業局 山梨県企業局自動車管理要領
- ・教育委員会 山梨県教育委員会自動車管理要領
- ・公安委員会 山梨県警察車両管理規程
- ※ 議会事務局等においては、山梨県自動車管理要領を準用している。
- ※ 山梨県自動車管理要領、山梨県企業局自動車管理要領及び山梨県教育委員会自動車管理要領については、以下「自動車管理要領」と記載する。
- ※ 公安委員会については、自動車管理要領を適用していないため①及び③の対象所属から除外し、155所属について集計している。

① 自動車の管理について

- ア 自動車管理要領第8第1項に定める運行管理事務主任は選任されているか。
 - (ア) 選任されている 113所属 (72.9%)
 - (イ) 選任されていない 42所属 (27.1%)
 - ※ 百分率については、端数処理の関係で内訳の積上げが100.0%とならない場合がある(以下同じ)。
- イ 自動車管理要領第8第1項第1号に定める運転者名簿は整理保管されているか。
 - (ア) 整理保管されている 95所属 (61.3%)
 - (イ) 整理保管されていない(未作成を含む。) 60所属 (38.7%)
- ウ 自動車管理要領第8第1項第2号に定める自動車使用簿は作成されているか。
 - (ア) 作成されている 126所属 (81.3%)
 - (イ) 作成されていない 29所属 (18.7%)
- エ ウで自動車使用簿が作成されていない場合、その理由は何か。
 - (ア) 自動車管理要領第8第1項第2号ただし書(旅行命令簿記入で替える。)による(企業局を除く。) 18所属 (62.1%)
 - (イ) 不知又は不明 11所属 (37.9%)
- オ 自動車管理要領第8第1項第3号に定める具有自動車の鍵は保管管理されているか。
 - (ア) 保管管理されている 149所属 (96.1%)
 - (イ) 保管管理されていない* 6所属 (3.9%)
 - ※ 事業担当者との管理であり、運行管理事務主任による一元的な保管管理ではないものをいう。

② 具有自動車の点検整備について

- ア 道路運送車両法(以下、「法」という。)第49条第1項に定める点検整備記録簿は、当該車両に備え置かれているか。
 - (ア) 備え置かれている 168所属 (100.0%)
 - (イ) 備え置かれていない 0所属 (0.0%)
- イ アで点検整備記録簿が備え置かれている場合、車検整備以外の法定点検が記載されているか
 - (ア) 記載されている 155所属 (92.3%)
 - (イ) 記載されていない 13所属 (7.7%)

③ 具有自動車の交通事故等について

- ア 自動車管理要領第11(企業局)第10条第3項)に定める事故報告書による交通事故の該当があるか。
 - (ア) 該当あり 24所属 (15.5%)
 - (イ) 該当なし 131所属 (84.5%)
- イ アで該当ありの場合、内容は次のとおりである。
 - (ア) 自損事故、人的被害なし 2所属 (8.3%)
 - (イ) 自損事故、人的被害あり 0所属 (0.0%)
 - (ウ) 対物事故 20所属 (83.3%)
 - (エ) 対人事故 2所属 (8.3%)

8 管理状況等の監査結果

(1) 自動車管理要領に基づく運行管理のための事務について(公安委員会の所属を除く。)

自動車管理要領で運行管理者(自動車を管理する本庁課・室・局及び出先機関の長)は、自動車の運行管理に関する事務を掌理するため山梨県行政文書管理規程第6条第1項(企業局にあっては同規程第5条第1項)に規定する職員(文書管理担当者、企業局にあっては文書管理主任)を運行管理事務主任として選任し、運転者名簿の整理保管、自動車使用簿の整備、鍵の保管管理、その他運行管理者が必要と認めた事項の事務を処理させなければならないと定められている。

- ① 運行管理事務主任の選任については、155所属のうち27.1%にあたる42所属で選任されていなかった。
 - 監査での確認においては、山梨県行政文書管理規程の規定に基づく文書管理担当者等を運行管理事務主任に選任するという自動車管理要領第8第1項に對

する制度が十分に浸透していなかった。

また、本庁の各部署の幹事課等の主要備品として登録された公用自動車を部署内の他所属で専属的に使用する場合の使用所属において、運行管理事務主任の選任がされていない事例が多く見受けられた。

結果として、幹事課等における車検や修繕等の費用負担を伴う経理面での運行管理と、公用自動車の使用所属における運転者の管理及び実際の車両管理の役割分担が曖昧となっていた。

安全な公用自動車の運行と一貫性のある運行管理を行うため、幹事課等と使用所属で調整のうえ運行管理事務主任を選任されたい。

- ② 運転者名簿については、155所属のうち38.7%にあたる60所属で整理保管されていなかった。

また、本庁における集中管理車、各部署幹事課及び地域県民センターに配置された共用車にかかる運転者名簿の整理保管において、実際に共用車を使用する他所属の職員まで含めて作成されていない事例が見受けられた。

また、現在の自動車管理要領では、運転者名簿の様式が定められていないため氏名だけの記載にとどまる名簿を作成している所属も見受けられ、運行管理の上で有用な名簿とは言い難いものもあった。

運行管理者(所属長)又は安全運転管理者等が、所属職員等の保有運転免許種別の把握等を行うことは、100台余りのMT車が使用されている状況で、AT車限定免許の存在等を勘案すると安全確保の観点からも重要である。

運行管理者(所属長)にあつては、運行管理のために運転免許の種類、条件等が記載された名簿の作成、整理保管を運行管理事務主任に指示されたい。

なお、各所属で異なった記載内容の運転者名簿の作成は合理的でないため、運転者名簿が統一された記載内容となるよう自動車管理要領の所管課において、様式の作成を検討されたい。

- ③ 自動車使用簿については、155所属のうち18.7%にあたる29所属で作成されていなかった。

このうち、11所属では作成がされておらず、18所属は自動車管理要領第8第1項第2号ただし書の規定に基づき旅行命令簿への記載で替えていた。

作成されていない場合は、自動車管理要領に基づく確実な記載をされたい。

また、旅行命令簿への記載で替えていた18所属においては、自動車使用簿で記載が義務づけられている走行距離等所定の内容が記載されていない事例が見られたことから、旅行命令簿への記載により自動車使用簿に替える場合は、自動車管理要領に基づく確実な記載をされたい。

- ④ 自動車の鍵の保管管理については、155所属のうち3.9%にあたる6所属で一元的な管理がされていなかったが、事業担当ごとには管理されていた。

- (2) 自動車の点検整備について

法第49条第1項に定める点検整備記録簿は、対象とした168所属の全てで備え置かれていたが、車検整備以外の法定点検が記載されていない所属が13所属であった。

公用自動車の適切な保守管理や点検整備は、自動車の不具合による交通事故の防止や環境への配慮を図るうえで重要であることから、法定点検を適時適切に実施し、その結果を点検整備記録簿へ確実に記載する必要がある。

- (3) 自動車の交通事故等について(公安委員会の所属を除く。)

事故報告の対象とされた事故については、155所属のうち15.5%にあたる24所属で該当があり、また、複数の事故を報告した事例もあった。

事故の内容は多様で、運転者の責任について一概に判断することは難しいと考えられるが、公用自動車の運転にあたっては、運行管理者(所属長)など運行を管理する立場の者と運転者が、運転環境、健康状態等を確認する中で、なお一層の安全運行が確保されるように努められたい。

9 総括

公用自動車を保有することは多額の経費を要することから、最少の経費で最大の効果をあげるように、効率的な運行と適切な管理、事故防止が求められる。

今回の監査において、各所属が所管する車両に関する書類の整備、利用状況の把握、点検整備等について不十分な点が見受けられ、公用自動車に対する財産としての管理意識が希薄になっていいると思われた。

公用自動車は県の財産であり、厳格な管理が求められることを職員各々が認識し今後の職務の遂行にあたられたい。

このような観点を踏まえ、特に次の点に留意されたい。

- (1) 自動車管理要領における事務処理について

運行管理事務主任の選任及びその処理する事務である運転者名簿及び自動車使用簿の作成等が行われていない所属が見受けられた。

所属においては、適切な運行管理を図るため運転者の免許の種類、条件等が記載された実効性のある名簿の作成を行われたい。

また、自動車使用簿の作成については、旅行命令簿への記載で替えることができるとされているものの、適正な運行管理を行うためには、車両ごとの使用者、使用状況等の把握ができる自動車使用簿は必要と認められることから、車両ごとの自動車使用簿の作成を検討されたい。